

老人日常生活用具給付事業のお知らせ

対象となる高齢者などに、火災警報器などの生活用具を給付することにより、火災などを未然に防ぐとともに、生活の利便性を高めます。対象となる方は、役場福祉課高齢介護係までご相談ください。

給付対象品目と対象者

区 分	種 目	基 準 額	対 象 者
給付	< 火災警報機 > 屋内の火災を煙または熱により感知し音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	満 65 歳以上の ・低所得のねたきり老人 ・病弱なひとり暮らしの老人 ・病弱な高齢者のみで構成する世帯 (上記のいずれかが該当になる方が対象となります。)
	< 自動消火器 > 室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火できるもの	30,900 円	
	< 電磁調理器 > 電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るもの	45,400 円	

自己負担額

利根町在宅老人日常生活用具給付事業費用負担基準表

利用者世帯の階層区分		利用者負担
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	0 円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	
C	生計中心者の前年所得税課税額 10,000 円以下の世帯	16,300 円
D	生計中心者の前年所得税課税額 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯	28,400 円
E	生計中心者の前年所得税課税額 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯	42,800 円
F	生計中心者の前年所得税課税額 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯	52,400 円
G	生計中心者の前年所得税課税額 140,001 円以上の世帯	全額



問い合わせ先 役場福祉課 高齢介護係 ☎68－2211（内線342）

第 48 回衆議院議員総選挙及び第 24 回最高裁判所裁判官国民審査の結果

10 月 22 日に行われた第 48 回衆議院議員総選挙及び第 24 回最高裁判所 衆議院比例代表選出議員選挙
裁判官国民審査の結果は次のとおりです。 （北関東ブロック）政党別開票結果（届け出順）

投 票 結 果

名 称	有 権 者 数 (在外を含む)	投 票 者 数 (在外を含む)	投 票 率 (在外を含む)
衆議院小選挙区 選出議員選挙	14,480 人	8,021 人	55.39%
衆議院比例代表 選出議員選挙	14,480 人	8,021 人	55.39%
最高裁判所裁判官 国民審査	14,461 人	7,999 人	55.31%

開 票 結 果

（単位：票）

政 党 名	利根町における得票数
希 望 の 党	1,526
立 憲 民 主 党	1,866
日本維新の会	229
幸 福 実 現 党	27
公 明 党	983
社 会 民 主 党	90
自 由 民 主 党	2,619
日 本 共 産 党	578
有 効 投 票 数	7,918
無 効 投 票 数	103
投 票 総 数	8,021

開 票 結 果

衆議院小選挙区選出議員選挙

（茨城県第 3 区）開票結果（届け出順）

（単位：票）

候補者氏名	政 党 名	茨城県第 3 区に おける得票総数	左記のうち、利根 町における得票数
林 み や こ	日本共産党	34,112	1,443
はなし 康弘	自由民主党	113,068	4,314
ひぐち まい	希 望 の 党	51,060	2,097
有効投票数		198,240	7,854
無効投票数		5,348	167
投 票 総 数		203,588	8,021

問い合わせ先 利根町選挙管理委員会（総務課内）
☎68－2211（内線502）

こんなときは必ず連絡・届け出を！

○建物を取り壊したとき

お手数でも必ず届け出をしてください。現況確認をさせていただき、翌年度から固定資産税の課税がなくなります。

※届け出がない場合、すでに取り壊した建物でも課税されますので忘れずに届け出をしてください。

○所有者が亡くなられたとき

相続人の方から代表者（亡くなられた方に代わり、新たに納税される方）を決めていただき「納税者変更届出書」を提出していただくことになります。この届け出により法務局での相続登記が完了するまでの間、代表者の方へ納税通知書を送付させていただきます。

ただし、法務局へ登記のされていない未登記家屋の場合は「未登記家屋所有者変更届」を提出いただければ、所有者を変更させていただきます。

※自宅に隣接する土地を購入し宅地として一体利用されているときには、一画地として住宅用地の特例措置が受けられる場合がありますのでお知らせください。

問い合わせ先 役場税務課 資産税係 ☎68－2211（内線263・274・275）

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを総称し「固定資産」といいます。）を賦課期日である1月1日現在において所有されている方が、資産価値に応じてその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

連絡・届け出を忘れず、適正な税額を！



▲国に提案した「図柄入り土浦ナンバー」のデザイン

【図柄入りナンバーとは】

図柄入りナンバーは、ナンバープレートを地域の特色ある図柄にすることにより、地域を広くPRするとともに、図柄入りナンバーに係る寄付金を地域内の交通サービスの改善、観光振興などに活用し、地域の活性化を図るために導入するものです。

問い合わせ先 役場企画課 企画調整係
☎68－2211（内線224）

デザイン名「風・空・彩」
デザインのコンセプト
・霞ヶ浦の帆引き船と花火をモチーフにしたデザインです。
・土浦ナンバー地域11市町村をイメージして、帆引き船の帆のラインの数と花火の花弁の数を11としました。

対象車種については、登録自動車（自家用および事業用）および軽自動車となります。
8月に事前申し込みを開始、同年10月ごろに交付開始となります。取付（交換）については、希望で別途手数料が必要です。寄付金を納付する場合は、フルカラー、納付しない場合はモノトーンとなります。なお、現行のナンバープレート（図柄なし）も利用可能です。

対象車種については、登録自動車（自家用および事業用）および軽自動車となります。

図柄入り土浦ナンバーの導入は、土浦ナンバー地域11市町村（土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、かすみがうら市、美浦村、阿見町、河内町、利根町）において、平成28年11月から導入検討を行い、今年の4月に「図柄入り土浦ナンバー推進協議会」を設立し、図柄導入に向けて取り組んでいます。デザイン作成については、高い芸術性や視認性を確保する観点から、当地域内（取手市）の東京藝術大学に委託し、地域のイメージに合ったデザイン案を検討いただきました。

図柄入り土浦ナンバーのデザインを
国土交通省に提案しました